

北海道吹奏楽コンクール実施規定

【総 則】

第 1 条 北海道吹奏楽コンクールは、各地区連盟から推薦された吹奏楽団体が参加して実施する。

第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は、北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。

第 3 条 選出母体となる地区連盟は次のとおりとする。

- ① 函館地区 ② 日胆地区 ③ 札幌地区 ④ 空知地区 ⑤ 旭川地区
- ⑥ 帯広地区 ⑦ 鈎路地区 ⑧ 北見地区 ⑨ 名寄地区 ⑩ 留萌地区
- ⑪ 稚内地区

【部門及び参加人員】

第 4 条 参加部門及び人数は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| ① 小学生の部 | 自由とする |
| ② 中学生の部 | ア A編成 50名以内
イ B編成 35名以内
ウ C編成 25名以内 |
| ③ 高等学校の部 | ア A編成 55名以内
イ B編成 35名以内
ウ C編成 25名以内 |
| ④ 大学の部 | 55名以内 |
| ⑤ 大学小編成の部 | 35名以内 |
| ⑥ 職場・一般の部 | 65名以内 |
| ⑦ 職場・一般小編成の部 | 35名以内 |

なお、指揮者はこの人数に含まれない。

【資 格】

第 5 条 定められた期間内に地区吹連及び本連盟に年会費を納入した団体に限り参加できるものとする。

第 6 条 各部門の参加資格は次のとおりとする。

(1) 小学生の部

小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
- ② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生^{※1}で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。

注:部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(3) 高等学校の部

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(4) 大学の部、大学小編成の部

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。(大学院生を含む。高等専門学校は大学の部に属する)

ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般の部、職場・一般小編成の部

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の第8条に該当するメンバー及び職業演奏家の参加は認めない。

(6) その他

ア (3)においては、次の場合に限り同一部門への合同での参加を認める。

(ア) それぞれの学校でB・C編成において、校長が教育上必要と認め、合同団体を編成することに合意していること。(ただし、東日本学校吹奏楽大会に出場する団体は、東日本学校吹奏楽大会実施規定による)

(イ) 地区大会申し込み時に合同団体の構成メンバー総数が、B編成の上限人数を超えないものとする。また、25名を超える場合にはB編成に参加するものとする。

イ その他、第6条(2)の②、③に該当しない団体の参加については、常任理事会でこれを検討し、参加の可否を決定する。

※¹ 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※² 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学校部に在籍する生徒をいう。

第7条 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲とも同一人が指揮することとする。ただし、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

第8条 同一奏者が2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

- 第 9 条 編成は次のとおりとする。
- ① 課題曲はスコアに指定された編成とする。ただし、欠けてしまう楽器及びパートがある場合は、スコア編成内で他の楽器で代用することを認める。その場合は次のことにして従う。
- ア 欠けてしまう楽器の音域を変えないで演奏できる楽器がある場合は、その楽器で代用する。
- イ 上記アの楽器がない場合は、スコアに示された楽器で代用する。
- ※詳細については、年度毎に掲載している全日本吹奏楽連盟ホームページの「全日本吹奏楽コンクールについてのQ & A」で確認すること。
- ② 自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器とする。ただし、コントラバス、ピアノ、ハープの使用は認める。また、歌声については、スキヤット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。
- なお、小学生、中学生・高等学校のB・C編成及び、大学・職場一般の小編成については、エレキベースの使用を認める。
- 第 10 条 参加団体の資格に疑義ある時は、出場停止、または入賞を取り消すことがある。

【課題曲・自由曲、演奏時間及び演奏順】

- 第 11 条 演奏時間は次のとおりとする。
- 1 中学生・高等学校のA編成、大学、職場・一般の各部門は課題曲、自由曲を含めて12分以内とする。
 - 2 中学生・高等学校のB編成、C編成は自由曲のみとし、B編成は7分以内、C編成は6分以内とする。
 - 3 小学生、大学・職場一般の小編成は自由曲のみとし、小学生は6分以内、大学・職場一般の小編成は7分以内とする。
- 第 12 条 演奏曲は地区予選で演奏したものであること。
- 第 13 条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第 14 条 演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。
- 第 15 条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。
- 第 16 条 演奏順は、北海道吹奏楽連盟事務局長会議で決定する。

【地区代表及び道代表】

- 第 17 条 参加団体は必ず地区大会で演奏し、推薦された団体であること。
- 第 18 条 各部門とも、地区予選において中学生・高等学校A編成、大学、職場・一般は4団体以上、小学生、大学・職場一般の小編成は7団体以上、中学生・高等学校B編成は8団体以上、中学生・高等学校C編成は10団体以上参加した場合は、2団体出場できる。以下、倍数毎に1団体加算するものとする。
- 第 19 条 前年度全日本吹奏楽コンクールに出場した団体の地区は1団体加算して出場できるものとする。ただし、中学生の部A編成、高等学校の部A編成のみとする。
- 第 20 条 中学生・高等学校のA編成、大学、職場・一般の最優秀団体は、全日本吹奏楽コンクールに出場できる。ただし、出場数は全日本吹奏楽連盟が定める実施規定に準ずる。

小学生、中学生B・C編成、高等学校B・C編成の最優秀団体は、東日本学校吹奏楽大会に出場できる。ただし、出場数は東日本学校吹奏楽大会企画委員会が定める実施規定に準ずる。

第21条 参加費用は各団体の負担とする。

【審 査】

第22条 審査は北海道吹奏楽コンクール審査内規による。

第23条 審査員は各地区吹連の推薦に基づき、常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

【表 彰】

第24条 表彰は各部門とも金、銀、銅とするが、これに該当しない場合もあり得る。

【その他】

第25条 この規定は理事総会の議決により改定することができる。

第26条 この規定は昭和57年6月1日から実施する。

平成 6年 4月 29日一部改定
平成 10年 11月 7日一部改定
平成 11年 11月 9日一部改定
平成 12年 11月 5日一部改定
平成 15年 11月 9日一部改定
平成 17年 4月 29日一部改定
平成 19年 4月 29日一部改定
平成 21年 4月 29日一部改定
平成 28年 4月 16日一部改定
平成 28年 11月 5日一部改定
平成 31年 4月 20日一部改定
令和 元年 11月 2日一部改定
令和 3年 4月 17日一部改定
令和 3年 11月 6日一部改定
令和 5年 4月 22日一部改定
令和 5年 11月 11日一部改定
令和 6年 4月 20日一部改定